

秋のこどもまんなか月間 

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です。

こどもの虐待防止推進



こどもの心や体に大きな傷を与え、時には命にも関わる「児童虐待」は、こどもの権利を脅かす行為です。

県内児童相談所への虐待相談件数は、年々増加しています。

こどもを**まんなか**において、笑顔を守るために、周囲の人たちがいち早く親子の不調やSOSサインに気づき、手を差し伸べることが大切です。

児童虐待とは

殴る・蹴るなどの身体的虐待だけでなく、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待があります。

ネグレクト

- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 家に閉じこめる
- 車内に放置する
- 重い病気になっても、病院に連れて行かない など



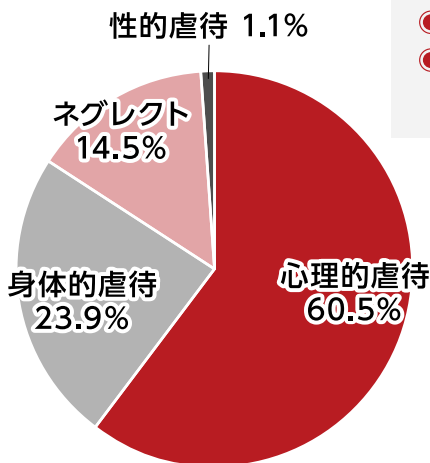
身体的虐待

- 殴る、蹴る
- 投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める など



児童虐待種類別割合

*令和4年度県内児童相談所



性的虐待

- こどもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- 性器を触る・触らせる
- ポルノグラフィの被写体にする など



心理的虐待

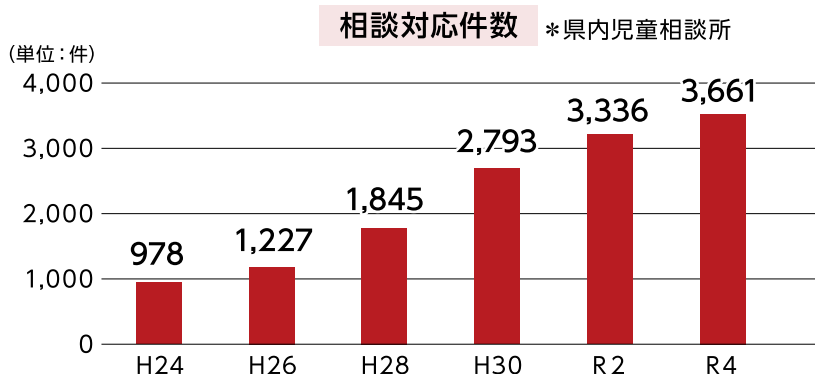
- 言葉による脅しや無視
- きょうだい間の差別
- こどもの目の前で、家族に暴力をふるう
- 夫婦喧嘩を見せる (面前DV) など



「しつけ」とは、こどもの人権を大切に、生活習慣や生きていく力、思いやり、社会のルール・マナーなどを育むことをいいます。

「しつけ」を名目にしたこどもへの虐待は、法律で禁止されています。

児童虐待の相談件数は年々増加しています



10年前と比べ、3倍以上の虐待相談が寄せられています。

【令和4年度】
3,661件
(過去最多件数)

※相談件数が増えているのは、社会全体の虐待防止に対する意識や感度の高まりも要因の一つとして考えられます。